

平成 14 年 11 月 15 日

## 石川銀行の営業譲渡に係る基本合意について

株式会社石川銀行  
金融整理管財人

### 1. 営業譲渡先選定の経緯

(平成 13 年)

12 月 28 日 石川銀行に対し、管理を命ずる処分発令。金融整理管財人選任。

(平成 14 年)

～3 月 28 日 金融整理管財人より、地域金融機関を中心に、受け皿となる可能性のある先に幅広く接触。

3 月 28 日 日本承継銀行と営業譲渡契約書締結。

～7 月 金融整理管財人より、受け皿となる可能性のある先に接触。

～9 月 上記接触先の中から引受に関心を示した先と守秘義務契約を締結、詳細資料を先方に提供。

～11 月 候補先によるデューデリジェンスの実施。

11 月 15 日 北陸銀行、北國銀行、富山第一銀行、金沢信用金庫並びに能登信用金庫の 3 行 2 金庫を受け皿とすることを決定し、受け皿、日本承継銀行、石川銀行の 3 者間で「営業譲渡に関する基本合意書」を締結。

### 2. 選定に当たって重視したポイント

- (1) 預金者及び善意かつ健全な債務者の保護
- (2) 石川県地域等をはじめとする当行営業エリアの金融安定化と金融システムの維持に貢献
- (3) 地元金融円滑化等の観点からの地元金融機関を中心とした営業譲渡先の選定

### 3. 基本合意書の骨子

- ①平成14年12月末までを目処に営業譲渡契約を締結する。
- ②営業譲渡日は、今後協議のうえ決定。
- ③石川銀行から日本承継銀行への営業譲渡日と、日本承継銀行から受け皿3行2金庫への営業譲渡日は同日とする。
- ④営業譲渡の対象は、北陸銀行が42ヶ店、北國銀行が4ヶ店、富山第一銀行が2ヶ店、金沢信用金庫が11ヶ店、能登信用金庫が6ヶ店。
- ⑤受皿3行2金庫の承継資産は、日本承継銀行が石川銀行から譲受ける資産とする。
- ⑥承継資産の譲渡価格については、今後協議のうえ決定。
- ⑦従業員の取扱いについては、営業譲渡契約書締結までに決定。
- ⑧預金等の負債及び付随業務は全て承継。
- ⑨その他詳細については、今後、受け皿3行2金庫、日本承継銀行、石川銀行の3者間で協議のうえ決定する。

### 4. 今後のスケジュール

平成14年12月末までを目処に、受け皿3行2金庫、日本承継銀行、石川銀行の3者間で営業譲渡契約を締結する。